

# 公 告

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和7年10月10日

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
契約担当役理事 馬場 一郎

## 1 公募内容

### (1) 事業名

大規模災害発生時等における安否確認サービス提供業務

### (2) 事業の趣旨

地震等の大規模災害（震度5強以上の地震、気象庁が発表する特別警報）が発生した場合に、機構が当該地域（都道府県単位）に勤務又は居住する全役職員の安否状況等を迅速かつ容易に確認するため、機構が起動及び操作することなく、事前に登録した各役職員のパソコン、スマートフォン又は携帯電話の連絡先へ、安否確認・質問・連絡等の一斉連絡を送信して安否報告を求めるとともに、安否報告の内容について自動集計・集計結果の確認等を行う安否確認システムを使用したサービスを提供すること。また、大規模災害に限らず、その他の災害や事故・火災、感染症流行等の緊急時等、機構が必要と認めた場合においても、安否確認等ができるものとする。

### (3) 事業の内容

公募説明書による。

## 2 公募の参加に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7年11月4日現在において、令和7・8・9年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等」で営業品目「情報処理」、「ソフトウェア開発」、「その他」のいずれかの「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 令和7年11月4日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

- (6) 令和7年11月4日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- (7) その他、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約担当役理事が次に定める資格要件を満たすことを証明した者であること。
  - イ 仕様書6（1）の事業者の資格要件を満たしていることを証明した者であること。
  - ロ 仕様書6（2）の事業者の受注実績を有することを証明した者であること。

### 3 公募説明書等の交付

公募説明書及び仕様書は、本公告の日から公募内容等の条件を満たす旨の意思表示提出期限の日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

- (1) 宛先はkeiyaku@jeed.go.jpとすること。
- (2) 件名は『「大規模災害発生時等における安否確認サービス提供業務」公募説明書の送付依頼』とすること。
- (3) 本文には、会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

### 4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示の提出期限

令和7年11月4日 午後4時

### 5 その他

上記4の意思表示が複数ある等の場合は、後日、一般競争入札を行うものとする。